国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和５年８月２２日　定例記者懇談会　発表

中部運輸局自動車交通部

連絡先
中部運輸局 自動車交通部自動車監査官
久世、鳥山　℡ 052-952-8082

《速報》乗合バス事業者に対する集中監査について

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めており、先月７月に一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する乗合バス事業者）を対象とし、重点監査項目を定めた「集中監査」を実施しました。

その結果、１８事業者のうち、５事業者に法令違反を確認したため、以下のとおり違反の内訳（速報値）をお知らせします。

今後、違反事実が確定した場合には、処分基準に基づき厳正に処分を行います。

【違反の内訳（速報値）】

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	主な違反項目										
			重点監査項目						その他				
			拘束時間	運転時間	健康診断	適性診断	運転者の指導監督	車両点検・整備	一般準則	運行基準図	運行表	業務記録	整備管理者の研修
愛　知	5	1							1				
静　岡	3	1					1	1					
岐　阜	3	1								1	1	1	1
三　重	4	1		1									
福　井	3	1			1	1	1						1
計	１８	5	0	1	1	1	2	1	1	1	1	1	2

参 考

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

中部運輸局自動車交通部

令和５年６月１３日 定例記者懇談会 発表

連絡先
中部運輸局 自動車交通部
自動車監査官　　久世、鳥山
TEL 052-952-8038

同時発表：静岡県政記者クラブ、福井県政記者クラブ

乗合バス事業者に対する集中監査の実施について

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、年間監査計画において乗合バス、タクシー、トラックの事業ごとに「集中監査月間」を設け、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めており、昨今、健康起因による事故が多く発生していることから、事故の未然防止を目的とした監査の実施はこれまでにもまして重要なものと認識しています。

今年度は、７月を乗合バス事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する事業者）の集中監査月間とし、以下のとおり「重点監査項目」を定めて監査を実施いたします。

＜重点監査項目＞

（１）国土交通省の告示で定める基準に従った運転者の勤務時間及び乗務時間の遵守状況（連続運転時間）

（２）健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導状況

（３）車両の点検及び整備の状況

＜その他調査項目＞

（１）令和６年４月からの「改正改善基準告示の施行」に向けた周知徹底

（２）異常気象時等の措置